

平成28年12月16日

特定非営利活動法人消費者機構日本
代表理事 理事長 和田寿昭 様

ハルズコーポレーション株式会社
代表取締役 海渡博子

回答書

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。貴機構からいただいた平成28年10月17日付再要請及び再申入書（以下、「再申入書」といいます。）に対し、以下の通り回答いたします。

1 再申入書第1 1. 再要請に対する回答

当社としては、改定案は適法なものであると考えていますが、お客様により分かりやすい記載にすることは有益なことから、貴機構のご見解を参考とし、お客様により分かりやすい表現とすることを検討いたします。

2 再申入書第1 2. 再要請に対する回答

再要請のごさいました、括弧内の但し書きを削除いたします。

3 再申入書第2 再度の申入れ（1）※1に対する回答

貴機構からのご指摘を踏まえ、あんしんプランに加入していない場合の保障期間を契約日より3ヶ月とする条項への変更を検討しています。また、保障を行う条件として、契約者から保障期間内に飼育管理上重大な支障をきたす欠陥がある旨の申し出があった場合で、その欠陥について当店指定の獣医師が飼育管理上重大な支障をきたすものでありかつ先天的欠陥であると認定したときに保障を行う旨を追加した条項への改訂を検討しています。

なお、改訂後の条項についても、買主が瑕疵担保責任を追及できる範囲を限定していますが、当社は極めて限定的な場合にまで限っているとは考えていません。つまり、瑕疵担保責任の全部を免除する条項（消費者契約法第8条1項5号）には当たらないと当社は考えます。かつ、生物である愛玩動物としての特殊性から合理的内容であり、一方的に消費者を害する条項でもなく同法10条にも反していないとの理解です。参考判例として東京地裁平成16年7月8日判決：資料①をご参照ください。

4 再申入書第2 再度の申入れ(1) ※Aに対する回答

※Aについては、現状では当社としては、同等類似品への変更(消費者契約法第8条2項)はペットの場合でも適用されると理解しています。確かにご指摘のコンメンタール消費者契約法[第2版増補版]160頁のような解説文献もありますが、一方で資料②:逐条解説・消費者契約法[第2版]204頁には明確に有効性が例示されています。ただ、資料③:[新版]Q&A消費者契約法の実務マニュアル 368頁には、今後の判例の動向が待たれる旨の注意書もあります。そのため、不勉強により同法8条2項に関する当方不知の最新の判例等がございましたならば、この機会に契約内容を見直す参考といたしたいので是非とも情報提供をお願い申し上げます。

5 再申入書第2 再度の申入れ(1) ※2-1に対する回答

※2-1については、あくまでも同等生体との引き換えの適応外との意味であり、文脈上明らかと考えます。ただ、注意的によりわかりやすく『上記引き換えの適応外になります。』との変更を検討させていただきます。

6 再申入書第2 再度の申入れ(1) ※2-2に対する回答

※2-2については、加入の推奨に過ぎないという理解です。後で述べますが、再度の申入れ(1) ※3条項の削除を検討していますので、お客様にとってより分かりやすい条項になると考えます。

7 再申入書第2 再度の申入れ(1) ※3に対する回答

※3の趣旨は、「あんしんプランに未加入の場合、販売後に買主の下で発症した疾病(瑕疵に該当しない場合の疾病)の治療費が自己負担になる」というものです。しかしながら、現行の表現では誤解を招く恐れはありますので、本条項の削除を検討しています。

8 再申入書第3 再度の申入れ(2)に対する回答

ご指摘がございました、「ワングループの生命保障 契約概要・利用規約第7条第2項なお書き」を削除いたします。

9 再申入書第4 ご提言について

当社は、貴機構よりいただきましたご指摘等を参考として、お客様により分かり易い表現となるよう、販売契約書等の見直し・改訂を行う方向で検討しておりますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(1) (病気治療費保障)

本件動物が購入日より2週間以内に発病した場合で、発病後48時間以内に乙指定の獣医に持ち込まれたときは、同獣医による治療費について販売金額を限度として乙が負担致します。

(2) (先天的欠陥保障)

本件動物が購入日より3ヶ月以内(又は生後5ヶ月以内)に甲から飼育管理上重大な支障をきたす欠陥がある旨申し出があった場合で、その欠陥について当店指定の獣医が飼育管理上重大な支障をきたすものでありかつ先天的欠陥であると認定したときは、乙は甲に同程度の犬・猫を代わりに提供致します。但し、第5条(1)記載の特質は、この先天的欠陥の対象外とします。

第5条(特記事項)

甲は、本件動物について以下の点を承諾の上、契約を締結しました。

(1) 本件動物が別紙チェック表記載のとおりの特質を有していること。

(2) 本件動物が別紙チェック表のとおり治療を継続しており、甲は引き続き乙が指定する獣医に治療を継続すること、但しその治療費は乙の負担とする。

第6条(免責)

第4条(1)(2)(3)(4)、また第5条に該当しない発病、先天性欠陥、死亡については、乙は免責されます。」

(4) 本件犬は、本件契約書5条所定のチェック表によれば、特段の特質を指摘されなかったが、平成15年7月25日、特発性てんかんと診断された(甲2)。

2 争点に関する当事者の主張

(1) 被告の債務不履行

ア 原告

(ア) 被告は、原告に対し、シェットランドシープドックという種類の犬が一般的に有する容姿、能力及び性格を持ち、遺伝的欠陥のない中等の品質を有する犬を引き渡すべき債務を負っていたにもかかわらず、特発性てんかんという遺伝的欠陥を有する本件犬を引き渡した。

(イ) 被告は、本件売買契約締結に当たっての付随的義務として、原告又は原告の代理人若しくは使用者に対し、犬のてんかんの発生率が1パーセントを超えること、てんかんは、犬の神経科における診断病名として最も一般的であること、シェットランドシープドックという犬種は、てんかんが発生する犬種として有名であること、仮にてんかんであった場合に必要とされる治療費などの点について説明する義務があったにもかかわらず、上記事項についての説明を怠った。

イ 被告

(ア) 「生物」という特殊な物の売買にあつては、売主が遺伝的欠陥のない物を引き渡す義務を負っているとは解し難いし、また、遺伝的欠陥は、不可抗力による欠陥であり、遺伝的欠陥のある犬を引き渡したからといって、被告の責めに帰すべき事由はない。

(イ) 被告が原告に対して特発性てんかんについて原告主張のような説明をしなかったことは認めるが、犬の病気について分かっていることをすべて説明することは、「イヌの病気百科」を説明することにもなり、そのようなことは到底不可能であつて、被告にかかる説明義務があるとはいえない。

ちなみに、被告は、原告の妻及び娘に対し、犬の先天的欠陥の一つとしててんかんを例に出して説明している。

(2) 被告の瑕疵担保責任

ア 原告

本件犬には特発性てんかんという遺伝的欠陥があるという瑕疵があつた。

イ 被告

特発性てんかんは、犬という個体の体質・性質であり、本件犬の特発性てんか

んが遺伝的な要因によって発生したとしても、それは瑕疵ではなく、本件犬が不良品であったことにはならない。

(3) 免責特約の不成立又は無効

ア 原告

(ア)① 本件契約書に記載された免責条項(以下「本件免責特約」という。)は、「保障」と記載された4条がその実質的な内容を構成しており、その規定方法が複雑かつ難解である上、「保障」の文言が強調された形式であり、あたかも、4条により保障の範囲が拡大されるかのような誤解を与えるものであって、消費者契約法3条1項の義務に違反すること、② 本件契約書表面には、「生き物ですので契約の取消(返品・交換)はできませんので、予めご了承ください。」との記載があるにもかかわらず、4条に基づく保障の方法としては、主として返品・交換を予定しており、相互に矛盾することからすると、本件免責特約は、複雑かつ難解で、矛盾をはらむものであり、本件契約書上、本件免責特約があるからといって、原告が被告の免責を認める意思表示をしたものと認めることはできない。

(イ) 本件免責特約は、消費者契約法8条1項1号、5号に該当し、無効である。

a 本件契約書4条(1)によれば、同条(1)所定の場合には、被告が損害賠償責任を一部免責されないように見えるが、売買契約の目的物である犬が特発性てんかんであった場合、購入後2週間以内に発病することはまれであり、原告が、4条(1)に基づき、損害賠償を請求することは全く不可能である。したがって、本件契約書4条(1)、6条は、実質的に被告の損害賠償責任を全部免除したものであるというべきであって、消費者契約法8条1項1号に該当し、無効である。

b 本件契約書4条(2)は、代物給付について定めるだけであるから、本件契約書4条(2)、6条は、売買契約の目的物である犬が特発性てんかんであった場合に、損害賠償責任については、全部免除する趣旨の規定であると解さざるを得ず、消費者契約法8条1項5号により無効である。そして、売買の目的物である犬が特発性てんかんであったとしても、子犬の時から世話をしてきた飼い主は、取引通念上も、感情的にも安易にこれを交換することはできず、債務不履行又は瑕疵担保責任の追及の方法として代物給付があったとしても、損害賠償責任を全部免責することを正当化することはできない。

(ウ) 本件免責特約は、消費者契約法10条に該当し、無効である。

本件免責特約は、実質的に消費者である原告の損害賠償請求権を制限する条項であり、かつ、被告の指定医師による診断、被告に対する通知を義務付ける点で消費者である原告の義務を加重するものである。そして、特発性てんかんの発症は通常1歳以降であり、特発性てんかんの診断がついたときには、消費者は1年以上にわたり売買契約の目的物である犬を飼育しているのが通常であって、代物請求をすることは、心情的に困難であることからすると、代物請求は損害賠償の代替手段足り得ない。したがって、本件免責特約は、民法1条2項の基本原則に反し、消費者の利益を一方的に害するものというべきであるから、消費者契約法10条に該当し、無効である。

(エ) 本件免責特約は、民法90条に違反し、無効であり、かつ、被告が本件免責特約に基づく免責を主張することは信義則に反する。

被告は、本件契約書においては、返品交換を認めないと記載する一方で、返品交換を主たる内容とする本件免責特約を定め、しかも、本件免責特約は一見して免責条項であることが分かり難いこと、被告は、原告に対し、犬のてんかんの発症率が1パーセントを超え、犬の神経科における診断名としては最も一般的であることや、シェットランドシープドッグという犬種がてんかんを発生する犬種として有名であることについて事前の説明をしなかったこと、このため、原告はてんかんが発生する危険の存在と大きさを知らずに20万円もの対価を支払い、その上、特発性てんかんの治療費までも負担することになるという損害を被っていること、本件犬を2年以上も飼育した後に特発性てんかんの確定診断がされた原告は、心情的に代物請求をすることはできないことな

どの事情を総合考慮すれば、本件免責特約は民法90条に違反し、無効であり、かつ、被告が本件免責特約に基づく免責を主張することは信義則に反する。

イ 被告

(ア)本件契約書の契約条項は、明確かつ平易であり、難解でもなければ、矛盾もない。

(イ)仮に、特発性てんかんを発症する遺伝的要因を有する犬を引き渡したことが債務不履行に当たり、又はそのような遺伝的要因を有していることが瑕疵に当たるとしても、本件契約書は、4条(1)において、被告が賠償責任を負う場合を、同条(2)において被告が交換に応じる場合を規定しているのであって、本件免責特約は、事業者の債務不履行又は契約の目的物の瑕疵により消費者に生じた損害を全部免除するものではないから、これが消費者契約法8条1項1号、5号により無効になることはない。

被告は、犬を仕入れた後販売するまで、専属の管理要員の下で嚴重な健康管理をしているが、いったん犬を顧客に販売した後は、そのような管理は及ばなくなり、犬の発病について被告は責任を負うことができないため、犬の発病について、被告が責任を負う期間を2週間と定めたものである。また、愛玩用動物が家族の一員となり、そのため、当該愛玩用動物に先天的な疾患があったとしても、買主が心情的に交換をし難いこともあろうが、だからといって、本件契約書4条(2)が不当な条項であるということとはできない。

(ウ)原告の主張(ウ)及び(エ)を争うが、その理由は、(イ)に述べたところと同一である。

第3 争点に関する判断

1 本件売買契約に基づく引渡義務の不履行又は瑕疵担保責任

甲1号証の1によれば、本件売買契約は、種類、生年月日、生体番号によって特定された本件犬という特定物を売買の目的とするものであることが明らかであるから、売主である被告は、買主である原告に対し、引渡しをすべき時の現状において本件犬を引き渡す義務を負うのであって(民法483条)、被告が、原告に対して引渡しの時の現状において本件犬を引き渡している以上、仮に、本件犬の特発性てんかんが遺伝的要因によって発症したものであったとしても、売買契約に基づく目的物の引渡義務の不履行があったと解することはできない。

しかし、本件犬の特発性てんかんという疾病が、遺伝的要因によって発症したものであるとすれば、本件犬は、その引渡時において、上記疾病の原因となる遺伝的要因を有していたという点において、隠れた瑕疵を有していたものというべきであって、被告は、瑕疵担保責任を負担するものと解される(民法570条)。この点につき、被告は、特発性てんかんが本件犬という個体の体質、性質であると主張するけれど、犬が治療の対象となるような疾病の原因となる遺伝的要因を有していたとすれば、当該犬は、愛玩用の犬が保有することが取引上一般に期待される品質を欠く欠点を有するものと評価せざるを得ず、被告の上記主張は採用することができない。

2 本件免責特約による免責

(1)しかし、仮に本件犬が発症した特発性てんかんが遺伝的要因によるものであって、本件犬がかかる先天的欠陥を有していたとしても、本件契約書4条(1)及び(2)並びに6条が定める本件免責特約によれば、被告は、本件売買契約後2週間以内に本件犬が発病した場合で、発病後48時間以内に被告が指定する獣医に持ち込まれた場合に限り、当該獣医による治療費について販売金額を限度として負担し、また、本件売買契約後3か月以内に、本件犬に飼育管理上重大な支障をきたす欠陥がある旨の申出があった場合で、その欠陥について、被告が指定する獣医が飼育管理上重大な支障をきたすものであり、かつ、先天的な欠陥であると認定したときに、被告は、同程度の犬を提供するが、以上に該当しない発病、先天的欠陥については、被告は免責される旨が定められていることは、争いのない事実等記載のとおりである。本件犬が本件契約書4条(1)所定の期間を経過した後に発病したものであることが明らかな本件においては、

仮に、本件犬が上記のような先天的欠陥を有していたとしても、被告は、本件免責特約によって、その損害賠償義務を免責されているものというべきである。

(2)これに対し、被告は、本件免責特約の成立を争うので検討すると、甲1号証の1及び2によれば、本件契約条項が、難解でもなく、矛盾した条項を含むものでもないことは、その文言上明らかである。本件契約書を取り交わして本件売買契約を締結したにもかかわらず、本件免責特約が成立したとはいえないとする原告の主張は、失当というほかはない。

次いで、本件免責特約の無効をいう原告の主張について検討すると、確かに、本件免責特約の下においては、売買の目的物である犬が特発性てんかんの原因となるような遺伝的要因を有していたような場合においては、買主が売主である被告に対し、損害賠償を請求することは事実上不可能であることは原告が指摘するとおりである。しかし、消費者契約法8条1項5号は、有償契約の目的物にある特定の瑕疵があった場合において、当該瑕疵による損害賠償については、これを請求することができなくなるような条項を無効とすることが定めたものと解することはできず、当該契約上生じ得る目的物の瑕疵による損害賠償責任をすべて免除する条項を無効とするものと解される。そして、一本件免責特約は、被告の瑕疵担保責任をすべて免除するものではなく、本件契約書4条(1)及び(2)は、被告が、同条(1)の要件の下において損害賠償責任を負担し、同条(2)の要件の下において同程度の愛玩用動物を提供することを定めているのであって、本件免責特約が、消費者契約法8条1項5号に反し、無効となると解する余地はない。

そして、愛玩用動物の売買にあつては、売主である被告から買主に引き渡され、被告の管理下から離れた後の発病について、本件契約書4条(1)の期間内に限っては、被告の管理下における感染を原因とする蓋然性が高いものとして、被告がその治療費について売買代金の限度で賠償責任を負担するものとするには、合理的な理由があるものというべきであるし、また、売買の目的物が動物である以上、それが何らかの先天的ないし遺伝的な欠陥を有している危険性ないし可能性は常に否定できないのであって、そのような欠陥があつた場合についての売主の責任を本件契約書4条(2)の範囲に限定することは、売買の目的物の性質に照らし合理的なものといふことができる。これらが著しく不合理であつて、民法1条2項の基本原則に違反するものとして消費者契約法10条に該当し、若しくは民法90条により無効であり、又は被告が本件免責特約に基づく免責を主張することは信義則に反するなどとは到底解し難い。

そのほか、原告が主張するところをすべて考慮しても、本件免責特約の効力を否定する理由は見出しがたい。

3 被告の説明義務違反

原告は、本件売買契約締結に当たつての付随的義務として、被告には、原告又は原告の代理人若しくは使用者に対し、犬のてんかんの発生率が1パーセントを超えること、てんかんは、犬の神経科における診断病名として最も一般的であること、シェットランドシープドックという犬種は、てんかんが発生する犬種として有名であること、仮にてんかんであつた場合に必要とされる治療費などの点について説明する義務があつたと主張するが、上記主張は、独自の見解であつて、失当というほかはない。

4 結論

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決をする。

東京地方裁判所民事第25部

裁判官 綿引 万里子

ISBN978-4-7857-1766-7

C3032 ¥3800E

定価：本体3,800円(税別)



9784785717667



1923032038003

逐条解説
●
消費者契約法
〔第2版〕



逐条解説

逐条解説
●
消費者契約法
〔第2版〕

消費者庁企画課 ● 編



商事法務

逐条解説 シリーズ

逐条解説
●
消費者契約法
〔第2版〕

消費者庁企画課
●
編

商事法務

資料 (2)

本条第1項第5号に該当し無効となる。無効となった結果、損害賠償責任については最初から何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第570条に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

【事例8-12】

1か月以内に死亡した場合は、代犬をお渡しますが、返金には応じません。(ペットの販売の例)

瑕疵のない物を提供することとしているので、本条第2項第1号に該当し、無効とはならない。

【事例8-13】

リース標準契約書の例

第15条(第1項 略)

- 2 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して乙(賃借人)に錯誤があった場合においても、甲(賃貸人:リース業者)は、一切の責任を負いません。
- 3 前2項の場合、乙は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を乙に譲渡する手続をとるなどにより、甲は乙の売主への直接請求に協力するものとします。

(リース業者、サプライヤー間の標準注文請書)

第5条 物件に関する瑕疵担保、期間内保証、保守サービスその他売主の便宜供与または義務の履行については、売主が借主に対して直接その責任を負います。また、売主が自ら責任を負うべき事由による物件の引渡遅延または引渡不能によって、借主に損害を与えたときも同様

とします。

リース事業者は、消費者との契約においては瑕疵担保責任を免責しているが、サプライヤーとの間の売買契約において、サプライヤーが直接瑕疵担保責任を負うこととされており、本条第2項第2号に該当するため無効とはならない。

【事例8-14】

ソフトウェアの瑕疵については交換・修補・代金返還のいずれかにより対応する。(ソフトウェアの使用許諾契約の例)

ソフトウェアの瑕疵については前記2(5)の「瑕疵担保責任とは」の(4)を参照。

この考え方からすると、ソフトウェアの使用許諾契約が有償契約である場合には、ソフトウェアの瑕疵について損害賠償責任の全部を免除する旨の条項は、本条第1項第5号に該当し無効となる場合があると考えられる。ただし、ソフトウェアのバグがそもそも「瑕疵」に当たらない場合には、ソフトウェア事業者が瑕疵担保責任を負うことはない。

ただし、一般には、使用許諾契約上ソフトウェアのバグについては、この事例8-14のように、ソフトウェア事業者は交換・修補等により対応する旨定めている場合が多く、その場合には仮にソフトウェアのバグが瑕疵に当たるとされたとしても、本条第2項第1号に該当し、当該条項は無効とはならないものと考えられる。

【事例8-15】

商品の瑕疵による損害賠償責任については、消費者が瑕疵を知ってか

C3032 ¥4400E

9784788270473

1923032044004



新日本法規

消費者契約法の実務マニュアル

名古屋消費者問題研究会 編

定価4,620円 (本体4,400円)

新日本法規

Q&A

〔新版〕

消費者契約法の実務マニュアル

名古屋消費者問題研究会 編



新日本法規

③ 資料

を出し、種々の社会悪と混乱を惹起しているというべきであり、したがって、原告らと被告との間の本件各講の入会契約はいずれも公序良俗に反するものとして民法90条により無効といわざるを得ないと判示された事例。

名古屋高金沢支判昭62・8・31判時1279・22（原審：福井地判昭60・3・29判時1161・177）

○〔事例および判旨は、解説中に記載したとおりです。〕



ねずみ講とマルチ商法との違い

ねずみ講とマルチ商法とは、前者が金品配当組織（商品などを介さない）であるのに対し、後者が商品流通組織であるという違いはありますが、構造的な危険性には変わりはありません。

法は、ねずみ講については、無限連鎖講の防止に関する法律によって全面的にこれを禁止しています。これに対して、マルチ商法には様々なシステムがありますので、法律による全面禁止はされていませんが、特定商取引法（旧訪問販売等に関する法律）によって厳格な規制をなしています。

（石川 真司・鋤柄 司）

(15) その他

65 ペットの売買

Q 先日、ペットショップのY店で子犬を20万円で購入しました。ところが、家に連れて帰ったその日から、おう吐を繰り返し、翌日動物病院に行き検査を受けたところ、伝染病に感染していることが判明し、結局は翌日死亡してしまいました。医者の話では、潜伏期間のことを考えると、Y店にいたときから既に感染していたはずだということでした。そこで、私は、Y店に対し、代金20万円と治療費2万円を請求しましたが、Y店から、「当店の売買契約書には、『ペット引渡し後は、当店は返金、返品および交換などその他一切の責任を負いません。』とうたってあります。ですので、お客様のご請求には応じられません。」と拒否されてしまいました。私はY店に対して、何も請求できないのでしょうか。

A Y店の売買契約書にある「一切責任を負わない」という免責条項は無効ですので、あなたは同店に対し、22万円の損害賠償請求をすることが可能です。

解 説

1 「隠れた瑕疵」と損害賠償請求

(1) ペットショップで動物を購入する場合、「〇〇種の犬であれば、どの犬でもいい。」という買主もいれば、選んだ当該動物がよいという買主もいます。前者の場合、その売買契約は不特定物売買（引渡しを受ける目的物の種類と数量のみに着目した売買契約）であり、後者は

特定物売買(引渡しを受ける目的物が当該物と定まっている売買契約)となります。ペットを選ぶ場合、例えば同じ犬種でも個々の犬の個性があり、購入者は、その犬の個性に着目して購入することが多いと思われるので、以下、本ケースでは特定物売買であることを前提に論じます。

(2) 本ケースのように動物が伝染病に感染し、いまだ潜伏期間にある場合には、外見上は、病気を持った動物かどうかは分かりません。このように売買契約の商品に、一見しただけでは明らかにならない欠陥や傷がある場合、この欠陥や傷を「隠れた瑕疵」(民570)とといいます。このような「隠れた瑕疵」がある場合、善意の買主は瑕疵があることを知った時から1年間、売主に対し損害賠償請求や契約の解除が可能です(瑕疵担保責任。民570・566③)。売主の瑕疵担保責任は、無過失責任ですので、売主が欠陥や傷の存在を知らなかったとしても、この責任を免れることはできません。

2 消費者契約法と免責条項の効力

(1) ところが、本ケースでは、売買契約書の中に「ペット引渡し後は、返金、返品および交換などその他一切の責任を負いません。」という条項が盛り込まれています。これは、ペットショップ側がいかなる場合も損害賠償責任などを負わないといういわゆる免責条項というものです。

この点、あなたは一般消費者であり、Y店は事業者ですから、本件売買契約には消費者契約法の適用があります。同法8条1項は、「一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」や「五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき……に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除す

る条項」などは不当条項として無効であると規定しています。

これは、消費者契約の当事者である消費者と事業者との間には、情報の質や量、交渉力に格差があることにかんがみ、民法上の契約自由の原則を修正し、一方的に事業者により有利で合理性のない契約条項については無効として両者の格差を是正しようとしたものです。

同条によれば、本件売買契約書にあるような全面的に瑕疵担保責任を免除した条項は無効となりますので、民法の原則に戻り損害賠償を請求することが可能です。

よって、本ケースにおいてあなたは、民法570条、566条1項に基づき、Y店に対して、ペットの代金20万円および治療費2万円を損害賠償として請求することができます。大阪地裁平成15年9月26日判決(消費者57・157)も、同種事例においてペット代金、ペットショップに支払ったワクチン代、ブリーダー費のみならず、購入後支出した治療費および死体処理費用全額につき、ペットショップ側が賠償すべき損害に当たると認定しています。

(2) なお、消費者契約法8条2項は「一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合」には、本件売買契約に上記のような免責条項があつたとしても無効とはならない旨定めています。ペットショップの中には販売したペットが病気になった場合には、健康なペットと交換するという交換条項を定めているものもあります。上記消費者契約法8条2項1号に照らすと、仮に免責条項が定めてあつたとしても、不当な条項として無効とはいえません。

このような交換条項などが設けられている場合、ペットの交換を求めるとともにあなたが出費した治療費をペットショップ側に請求できるかどうかの問題となります。上記のような消費者契約法8条1項・

2項の規定からすれば、同等のペットと交換するという形で当該ペットの代金相当額までは実質的に損害賠償義務を負うが、それ以上は負わない（すなわち損害賠償義務の一部免責）という当事者間の合意は有効と解せられるので、治療費までの請求はできないと思われま。なお、ペットショップ側の故意、重過失が認定できるようなケースでは、一部免責条項であっても無効となりますから（消費者契約8①二）、当然債務不履行責任に基づき治療費の請求も可能です。

もともと、ペットの場合、中古車などと比較して、当該ペットの個性に着目して購入するという傾向が強いと思いますので、購入したペットの病気が判明したからといって、即交換ということはむしろ稀で、病院を受診するなどの手を尽くすことの方が常識的とも考えられます。だとすれば、治療費のような当然生じ得ることが予想される損害の賠償義務まで免責する合意は、消費者の利益を一方的に害するものとして、同法10条の趣旨などに照らし無効と考えることもできるでしょう。この点についての判例は現在のところ見当たらず、今後の裁判実務の動向が待たれるところです。

3 生命保証制度と免責条項

なお、ペットショップの中には、免責条項を定めつつ、売買契約と同時に生命保証制度への加入を求めてくるところがあります。この生命保証制度は、消費者が一定額の保証料を支払うと、一定期間内のペットの死亡に対して、同種同額のペットを引き渡す、あるいは保証料を支払うというものです（保証料、保証内容は多種多様で、無料のものや、一定額の治療費を保証するものもあります）。

では、この制度を用意していれば、ペットショップの免責条項は有効となって、ペットショップには何らの責任も追及できなくなるのでしょうか。

そもそも、生命保証制度への加入契約とペットの売買契約は別個の契約ですし、生命保証制度は加入者が保証料を支払ったからこそ損害の補填がなされるものです。したがって、生命保証制度が用意されている場合には免責条項が有効となるという条項、もしくはそのようなペットショップ側の主張は、消費者の利益を一方的に害するものとして無効といえます（消費者契約10）。この点、大阪地裁平成15年9月26日判決（消費者57・157）は、生命保証制度の要件効果からして、瑕疵担保責任による損害賠償義務とは異なるものであり、ペットショップと買主が生命保証制度を利用する旨の合意をしなかったことから、ペットショップと買主が免除合意をしたことを推認することはできないとして、生命保証制度の存在を理由に免責されるとした事業者の主張を退け、免責条項を無効と判断しました。

参考判例

大阪地判平15・9・26消費者57・157

○パルボウイルスに感染していたペット犬の売買について、瑕疵担保責任を免除する旨の合意の成立を認めず、売主に対して、売買代金、ワクチン代、血統書認可代、治療費、火葬費の損害賠償を認めた事例。

（小野 晶子）